

# 獨立前の國民會議派の鑛工業政策と一九四八年の 産業政策に關する聲明

——インドにおける國營鑛工業部門の發展について（一）——

古 賀 正 則

まえがき

最近、いわゆる低開發國といわれる國々における國家資本主義の問題がいろいろな意味で注目されるに至つた。帝國主義の支配下にあつた植民地、從屬國が政治的獨立の達成以後、その經濟的な遅れを克服して經濟的自立への途を歩みはじめたとき、これらの國々にとつて西ヨーロッパ諸國にみられたような古典的な形での資本主義的發展の途をたどることが、現在の歴史的段階においてはもはや不可能であるといふことは、どのような政治的・思想的立場からであれ一般的に承認されているところだといえよう。しかし、このような一般的な見解の一致を指摘することは現在においてはもはや大した意味をもたない。

問題は、そのような認識の上に立つて、民族解放後、社會主義體制の側に移行した諸國を除外すれば、これらのいわゆる低開發諸國で現實に進行しつつめる經濟發展の過程をどのような性格のものとして理解し、その國の工業化を急速に押進め高度の經濟發展テンポを保證し經濟的自立を達成するという課題との關連において、あるいはまたその國の階級的矛盾の展開との關連において、どのようにこれを評價するかという點にある。

これらの國々における經濟發展の現實の過程は、どのような表現をとろうとも——すなわち、「混合經濟」、「福祉國家」あるいは「社會主義」型社會を旨とす計畫經濟などとよばれてはいるが——基本的には資本主義的發展の枠内にあるといえる。しかし、開發計畫や國有工業部門の發展、國家による貿易管理などにもつとも端的に表現される國家の經濟過程に對する廣汎な介入という事實は、今日、多くのいわゆる低開發諸國に共通してみられる一つの重要な特徴として指摘され、一般的にはこのような特徴は資本主義の一形態である國家資本主義と規定されている。そして、いわゆる低開發諸國における國家資本主義は、その國の經濟發展の基礎となる急速な工業化を保證し、經濟的自立を押し進めるといふ點において、その進歩的意義が評價されている。

二つの世界體制の共存という現在の歴史的段階におけるいわゆる低開發諸國の自立的、な經濟發展は、それがいかなる形態のものであれ帝國主義諸國からの自立というただその一點において帝國主義的世界體制の矛盾を激化させ、その崩壊を促進させるといふ意義をもつことは明らかである。しかし、いわゆる低開發國における國家資本主義は、第一に例えその國の急速な工業化を保證するとしても常に經濟的自立を促進するものとみることができるかどうか、第二にそれぞれの國における民族ブルジョアジーの成長とそれに伴う階級矛盾の激化との關連において、これをどう評價するかという點については、具體的な説明がおこなわれているとは必ずしもいえないように思われる。

いわゆる低開發國における國家資本主義は、獨占資本主義の最高の發展段階における國家獨占資本主義とも、また中國にみられるようなプロレタリア獨裁の下での國家資本主義とも區別されねばならないことは明らかである。しかし、政治的獨立の獲得以前に、すでにかなりの程度の民族ブルジョアジーの發展がみられ、しかもそれが獨占資本の形成さえ論じられるような段階に達していたインドにおいては、これらの民族大ブルジョアジーの獨立以後における急速な發展が、個々の矛盾をもちながらも全體として國家資本主義そのものによつて保證され促進されてきたという事實を見逃すわけにはいかないし、次第に國家獨占資本主義と多くの類似點をもつにいたつてゐることも否定できないように思われる。また、公共部門の擴大が外資の依存を次第に増大させるという形で遂行されることによつて、民間部門における合辦企業の進出と共に、帝國主義諸國への從屬を深めつつあることもみとめなければならぬ。

こうした問題を追及するための一つの前提として、主として國家資本主義のもつとも重要な部分とみなされている國營鑛工業部門をとりあげ、その發展過程を政府の鑛工業政策との關連で明らかにすると共に、その具體的な役割と問題點に論及したい。本論はその一部をなすものであり、さし當り、獨立前の國民會議派の鑛工業政策とのつながりにおいて一九四八年の産業政策に関する聲明を捉え、當時の政治經濟情勢の中で、この聲明のもつ意味を明らかにしておきたい。

## 一、獨立以前の段階における國民會議派の鑛工業政策

インドにおける國營事業の創設は、一九四七年のインド獨立のはるか以前にさかのぼる。インド政廳による鐵道の

獨立前の國民會議派の鑛工業政策と一九四八年の産業政策に関する聲明

接收は、部分的にはすでに一九世紀中頃から始まり、二〇世紀中頃には完了したし、郵便事業は一八三七年以來國營でおこなわれてきた。また、發送電事業や電信・電話事業——私企業も併存していたが——、發送事業、あるいは軍需工業や森林事業、灌漑事業なども獨立以前から國營事業であつたし、若干の州や藩王國でも幾つかの産業が州政廳や藩王國政廳の手で經營されて<sup>(1)</sup>いた。しかし、獨立以前の國營事業と獨立以後のそれとは明確に區別して論ずる必要がある。それは、何よりもまず國營事業を所有し統轄する國家の性格がことなるからであり、國家權力の基礎がことなるからである。イギリス支配下におけるインドは植民地國家であり、その國家權力はイギリス本國政府により掌握されていた。したがつて、當時における國營事業は、基本的にはイギリス本國の産業資本、あるいは金融資本のために、植民地インドをより效果的に把握するためのものであり、帝國主義的支配機構の重要な一翼として位置づけられていたのである。例えば、一八五三年のかの有名なダルハウジー卿の鐵道に關する覺書は、このことを端的に物語っている。

ところで、植民地インドにおける國營事業を基本的にこのように把握することは、一定の歴史的段階において設立された國營事業のもつ他の側面、すなわち、インド・ブルジョアに對するイギリス側の讓歩、妥協という側面を否定するものではない。特に二〇世紀初頭、および第一次世界大戰後の時期に顯著にみられた一部州政廳による直營工場設立の動きは、いわば官營模範工場を設立することによつて近代工業の機械・技術の普及をはかると共に、後にはその工場を排下げることによつてインド産業ブルジョワジーをある程度保護・育成しようとするものであつた。<sup>(2)</sup>また、インド政廳は農業生産擴大に資するため一九四三年にシンドリ肥料工場を國營工場として設立することを決定し、工業發展の基盤を擴大するため一九四五年にはダモダール河谷開發計畫を國家の手で實施することを決定した。

このように、植民地インドを本國資本のためにより效果的に把握するという目的をもつて創設された國營事業といえども、客觀的には民族産業の發展を促すという役割を果したという點を度外視しても、イギリス帝國主義支配下のインドにおける國營事業は、常に民族産業の直接的な對立物として理解されるべきではない。ともあれ、植民地インド下における國營事業の中心は公益事業的の性格のものであり、工業部門に屬するものといへば、軍需工業ないしは鐵道事業に附隨する車輛修理工場程度のものでしかなかつた。工業における國營部門は一九四七年のインド獨立以後、ことに第二次五ヶ年計畫期においてはじめて本格的な展開をみて、國營部門の支配的部分を形成するに至つたのである。

獨立以後における私企業の國有化乃至は國營企業の設立に關する國民會議派の政策やインド・ブルジョアジーの態度を明らかにするために、植民地インドの下におけるそれぞれの見解について若干ふれておく必要がある。インド・ブルジョアジーは、すでに一九〇八年の産業會議において、新しい工業部門創設のために國家(3)すなわちインド政廳(3)が主導權をとつて積極的に工業の分野に乗り出すよう要求する決議を採擇している。また一九一一年のアラハバードにおける産業會議においても、國家による工業設立の動きを歓迎する決議をおこなつている。また一九三三年の産業會議は私企業による投資が充分おこなわれない場合、政府がその分野に進出する權利と義務をもつべきであるという見解を表明した。これらの決議は、いずれも模範工場としての國營工場の設立を要求したものであつて、新しい工業技術の宣傳、普及の目的が達成されたならば、私企業との競争を避けるため國家はただちにそのような事業から手をひくべきであるという條件がつけられていた。このようなインド・ブルジョアジーの要求は、後にものべるようにボンベイ・プランの中でも明確に示されている。

インド獨立達成後の經濟發展について、國民會議派が一定の方針を打出したのは、一九二九年大會の決議以後であつたといわれている。すなわち、二九年の大會決議は、外國の搾取とともにインド社會の經濟構造もまたインド人民の貧困の根源であるとして、インド人民から貧困を取り除きその生活諸條件を改善するためには、現在の社會經濟構造を根本的に變革し、大きな不平等をなくすることが不可欠であると指摘したといわれる。

二年後の一九三一年に開かれた國民會議派のカラチ會議の決議は、このような思想をより一層發展させ、獨立インドのもとでは農業改革の遂行と共に國家が重要不可欠の工業、公共事業、鑛物資源、河川交通や海運その他の公共運輸業を所有し管理しなければならぬとべている。國民會議派が重要な工業、鑛物資源の國有化政策を公式に表明したのは恐らくこれが最初のものと思われる。

一九三五年のインド統治法に基づいておこなわれた一九三七年の州議會選舉で勝利した國民會議派は、幾つかの州で政權を掌握することができた。當時の國民會議派議長スパス・チャンドラ・ボースは、各州の會議派政府の工業擔當閣僚會議を招集したが、この會議は工業化の必要性を強調しそのために廣汎な國民計畫を起草することを勧告した。この勧告と全インド・國民會議派運營委員會の二回にわたる指示にもとづき、一八三八年に國民計畫委員會が組織され委員長にはジャワハルラル・ネルーが任命された。この委員會は國防産業、重要不可欠な産業、公益的性格をもつ産業は國營企業によるべきであると勧告した。特にこの勧告では「原則的にいつて、われわれは個人の手への獨占に反對する。……そのような場合には、その個々の企業あるいは幾つかの結合された企業は國家の充分な監督と管理のもとにおかれるべきである」とのべ、獨占に對して國家が一定の制限を加えるべきことを指摘していた。このように一八三八年の計畫委員會の勧告は既存の私企業の國有化を含むかなり廣汎な國營部門を、工業の分野に設定するとい

う方針を明らかにしたものであつた。インド・ブルジョワジーの國營企業に對する態度とこの勸告との間には、前者が植民地インドのもとにおいて一定の國營企業の設立を要求したという點を度外視しても、なお著しい懸隔が存在していることに注意しておく必要がある。

第二次大戰の勃發以後、一九四一年に設立された復興委員會をはじめ、いろいろな公的機關が大戰後の經濟復興問題を検討するために組織された。一九四四年七月には計畫開發局が設立され、翌年四月には産業政策が發表された。こうした動きに對應して、一九四四年から獨立直後の一九四八年にかけて、それぞれの階級的、政治的立場から、いろいろな政黨やグループが獨立インドの經濟再建に關するプランを發表した。以下、これらの政策やプランの主なものについて、それぞれどのような産業政策を提起していたかを検討してみよう。

一九四四年から四八年にかけて、ボンベイ・プラン、「人民」のプラン、ガンディー的プランなどがそれぞれ發表され、國民會議派も一九四八年一月に經濟計畫を發表した。これらの諸計畫は、いずれも國民の生活水準の向上という點からみて、インドの産業、特に工業發展の必要性和重要性をみとめ、工業發展における國營企業の果す役割の重要性を指摘すると共に、ともかくも工業化を推進し工業の國營部門を擴大發展させようとする一般的傾向をもつていた。主としてボンベイの大實業家グループによつて立案され、いわばインド大ブルジョワジーの要求をもつとも端的に表現したものとみられるボンベイ・プランですら、この例外ではありえなかつた。ここでは、工業化の是非や國營部門の否定か肯定かが問題なのではなく、どのような意圖から工業發展や國營部門擴大の必要性が主張され、どのような工業發展、國營部門の擴大が提起されたかが問題であつた。

ところで、S・N・アガルワルによつて作成されたガンディー的プラン<sup>(8)</sup>、M・N・ロイの指導の下に作成された

「人民」のプランは、その影響力からみてさして重要な意味をもつものとは思われない。したがつて、ここではボンベイ・プランと國民會議派の經濟計畫についてのべてみよう。

ボンベイ・プランは、J・R・ターター、G・D・ピルラをはじめ、アルデシエル・ダルダル、ジョン・マツタイ、プルシヨタムダス・タクルルダース、シュリ・ラム、カストルブハイ、A・D・シユロフら八人のインド大實業家たちによつて立案されたもので、その第一部は一九四四年に、第二部は翌年一月に發表された。<sup>(9)</sup>ボンベイ・プランでまず注目されるのは、工業投資、特に重工業投資の比重が著しく大きい點である。一五ヶ年間の全投資額一千億ルピー中その四四・八%にあたる四四八億ルピーが工業投資にふりむけられていた。第一次および第二次五ヶ年計畫における工業投資割合が、小規模・村落工業をも含めてそれぞれ七・六%、一八・五%にすぎなかつたことを考えるならば、ボンベイ・プランがいかに工業投資を重視していたかが理解されよう。ところで、ボンベイ・プランでは、工業が基礎工業——すなわち、電力、鑛業、冶金（鐵鋼、アルミニウム、マンガン）、機械（あらゆる種類の機械、工作機械）、化學（重化學、肥料、染料、プラスチック、醫藥）、軍需、運輸（鐵道エンジン、客車、造船、自動車、航空機）、セメント——と、消費財工業——すなわち、纖維（綿、絹、羊毛）、ガラス、皮革、製紙、タバコ製造、製油——とにわけられ、初期の段階においては基礎工業を優先させるべきであるとしている。このため資金配分の面では消費財工業の約三・五倍の資金を基礎工業に割當<sup>(11)</sup>ている。また、公益事業、インドに乏しい資源を利用したり採掘したりする基礎的な産業、かなりの國家援助をうけている産業などは、できる限り完全に、そうでなければ部分的に國有企業とするが、その場合既存企業の國有化は今まで國家から資本が投下されているような産業のみにとどめるべきであり、將來事情が許せば私企業のために國家の産業統制を撤廢し、國營企業の所有權を放棄することを期待するとのべている。<sup>(12)</sup>

これは、インドの大産業ブルジョワジーが、第二次大戦中膨大な利潤を獲得して資本の蓄積を進めてはきたが、しかし基礎工業、重工業に對して大規模な長期投資をおこなうだけの力はず、獨立以後も引續き公益事業、利潤のあがらない産業部門は國營部門として國家の手にゆだね、將來利潤がある見通しがつけば、その賣渡しを求めるところを期待したものとみられるが、この點については後で再びふれることになる。

國民會議派が四八年一月二五日に發表した經濟計畫に關する報告は次のようにのべている。國防部門、必要不可欠の部門、公益部門における新らしい企業は、國有・國營の下で發足させるべきであり、獨占的な企業もまた同じように國營部門として運營すべきであると。この報告の基本的立場は一九三八年の國民計畫委員會 (National Planning Committee) とほぼ同一であり、インドの分離獨立に伴つて權力を掌握した國民會議派が、三八年の計畫委員會の立場を改めて再確認したものではあつたが、國營企業を國防部門、必要不可欠の部門、公益部門における新設企業のみに限定したという點において、明らかに計畫委員會の立場から後退したものであつた。<sup>(13)</sup>

一九四五年四月、インド政府は計畫開發局 (Department of Planning and Development) を通じて産業政策に關する聲明を發表した。この聲明は、すでに國營下にある公益事業、軍需工業はそのまま國營事業として維持すると共に、國民的的重要性をもつ基礎工業の國有化と、その他民間部門として規定されたものに對して國家統制をおこなうという方針を明らかにした。基礎工業と規定されたものには、航空機、自動車、トラクター、化學、藥品、染料、鐵鋼、原動機、運輸車輛、電氣機械、工作機械、非鐵金屬、電氣化學などの工業諸部門が含まれてゐた。そして、これら基礎工業の國有化は、(一) 充分な私的資本の流入がない場合、(二) そのような工業を推進させることが國民的利益にとつて基本的なものであると見なされる場合、という二つの條件が附せられていた。また私的部門に對する國家統制は、

(一)公正な労働條件を確保し、(二)インドのあらゆる部分の均衡發展と投資資金の均等配分を保證し、(三)自由競争を保證し、さらに、半獨占的狀態の下にある工業や乏しい資源を押えているような工業の場合には事情に應じてより嚴格な統制を行うというものであつた。また、民間部門とされた工業の場合にも、國家と私的資本との共同出資、共同管理が行われることもありうる(14)とされた。

ところで、先にものべたように、一九四四年にインド大ブルジョワジーの立場を卒直に反映したボンベイ・プランは、彼らの立場から公共事業および一部の鑛業、基礎工業の國有化を主張したが、それはあくまで國家の援助がなければ經營を維持できないような部門に限定されるよう要求すると共に、將來におけるその買戻しの保證をも要求していた。一九四五年の計畫開發局の産業政策に関する聲明も、既存の國營企業の存続と、基礎工業の國有化方針を明らかにしたが、國有化の場合にはまず第一に私的資本が流入しないという條件が設けられていた。この二つの國有化に對する限定條件は、何れも他の工業部門の發展にとつて必要不可欠な基礎的工業ではあるが、利潤があがらず私的資本が流入し難い部門という點で一致していた。第二次大戰の終結はもはや時間の問題であつた一九四五年四月當時のインド政廳は、戦後インドにおいてイギリスの帝國主義的支配を今までの形で持續しうるものとは考えていなかった。それがどのようなものであれ、とも角も民族運動に對する一定の讓歩は不可避的であつた。R・パームダットは、一九四七年以前の段階特に一九四五年以降を、帝國主義とインド獨占資本との同盟關係の發展の時期として特徴づけている。すなわち、彼は「矛盾が續いているにもかかわらず、最も強力な帝國主義的獨占資本と指導的なインド獨占資本との間に、ある程度の同盟關係が發展していつた。その同盟は、對等ではなくて、インドの獨占資本家を劣つた地位においた同盟であり、また、對立を排除したのではなく、事業の分野における一定の妥協と、成長しつつある大

衆の反抗を押えるための一定の政治的協力を表現した同盟である。一九四五年以降に進められた大企業の取引が、インドとパーキスタン兩自治領の設置となつてあらわれた新しい憲法上の協定の經濟的背景であつた。」とのべ、イギリス帝國主義は、インド獨占資本との妥協、同盟を通じてインド市場を確保し、イギリス獨占資本の利權を維持しようとしたのだとのべている。この時點におけるイギリス帝國主義とインド・ブルジョワジーとの間の妥協もしくは同盟關係という問題については、なお具體的な検討を要するが、ともかくも一九四五年の計畫開發局の聲明は、イギリス帝國主義のインド・ブルジョワジーに對する讓歩と妥協の一つのあらわれと理解してさしつかえないだろう。この聲明の中でのべられている民間部門に對する國家統制も、當時の戰時經濟統制以上のものを豫想していたとは考えられない。インド・ブルジョワジーが戰時經濟の下で大きな利潤を獲得し、ボンベイ・プランにみられるように、一定の工業部門の國有化を要求していることを考えるならば、さらに計畫開發局が設立されたのがボンベイ・プランの第一部が發表された年であり、計畫開發局の局長に任命されたアルデシエル・ダルダルがインド・ブルジョワジーの代表者の一人であり、かつボンベイ・プランの起草者の一人であつたことを考えるならば、四五年度の計畫開發局の聲明とボンベイ・プランとの共通的性格はむしろ當然であつたといえよう。

ついで、ネルーを首班とする中間政府が成立した直後の一九四六年一〇月に、計畫諮問委員會 (Advisory Planning Board) が任命され、一九三八年の國民計畫委員會の勸告、ボンベイ・プラン、「人民」のプランなどを検討した後、同年一二月に報告書を政府に提出した。この報告は、「國家が大きな範圍の諸産業の所有および經營を自己の手に收めようとする場合、わが國の産業發展は急速なものとならないかもしれない」ということを認めつつ、「少なくともわが國の基礎的産業の幾つかを國家の所有と經營のもとにおくこと」は、政府の政策でなければならぬとのべている。

そして、私的資本が投下されないために國營企業として發足することが望ましいと思われる産業や國防産業を別とすれば、次のような産業、すなわち、石炭、鑛物油、鐵鋼、航空・河川・自動車運輸などの國有化が考慮されねばならないとしている。<sup>(16)</sup>しかし、これらの政策は、いずれも分離獨立、權力移讓の問題の解決に迫られていた當時の政府によつては、ついに具體化されずに終つた。

## 二 産業政策に關する聲明

一九四七年八月、權力を掌握した國民會議派は、一九四八年四月六日、産業政策に關する聲明を發表した。この聲明は獨立インドの産業政策の基礎をなすものであり、國營部門の範圍とその性格を基本的に確定したものとしてみわめて重要視されている。したがつて、以下この聲明の内容をやや詳細に紹介すると共に、この聲明のもつ意味を當時の具體な歴史的狀況の中で明らかにしておきたい。

産業政策に關する聲明の内容はほゞ次の通りであつた。(1) インド政府はわが國が當面している經濟問題に慎重な考慮を拂つてきた。今や國家は、公正と機會均等がすべての國民に保證されるような一つの社會秩序の設立に取りかかつた。當面の目標は、より廣汎な規模で教育施設と保健設備を整備することであり、わが國の潜在的資源を利用して生産を増大させ、社會に寄與しうるようすべての人々に雇用機會を與えることによつて、國民の生活水準の急速な上昇を推進することにある……。

(2) わが國の經濟的諸條件の如何なる改善も國民の富の増大を要請する。既存の富の單なる再配分は、國民にとつ

て基本的な變化をもたらさないし、單に貧困の再配分を意味するにすぎない。それ故ダイナミックな國家政策は、一歩一歩、平等な配分を保證するような措置を伴いつつ、あらゆる可能な手段によつて生産を持続的に増大させるよう方向づけられねばならない。わが國民の大部分がやつと生活を維持できる水準以下にあるというわが國經濟の現状では、農業および工業の兩者にわたる生産の擴大、特に資本財、わが國民の基本的な必要性に應ずるような物資、輸出によつて外貨の獲得を増大させるような商品の生産の擴大が強調されねばならない。

(3) 國家が産業の發展についてますます積極的な役割を果さなければならぬということは疑いえない。しかし主要な目標を達成しうる能力に應じて、當面國家が責任をもつ範圍と私企業に對する制限が決定されるべきである。現在の諸條件の下では、望ましいと思われる程廣泛な産業部門で、今直ちに國家の機構と資金が活動できる程の餘裕はない。……しかしながら、ある時期がくれば、インド政府が現在既に操業を行つていゝかなる活動分野をも擴大することによつて、また既存の工場を接收して運營するよりはむしろ他の分野での新しい生産單位に努力を集中することによつて、國家は國民的富の増大によりすみやかに寄與しうると考へている。一方、私企業は適當に方向づけられ規制されて有效な役割を果すことになる。

(4) このような考慮に基づいて、政府は、軍需品の製造、原子力エネルギーの生産と統制、鐵道運輸の所有と經營は、中央政府が全面的に獨占すべきであると決定した。さらに、緊急の場合には政府は常に國防にとつて重要ないかなる産業をも接收しうる權限をもつ。次のような産業の場合には、國家は——ここでは中央、州および藩王國政府と自治體のようなその他の公共機關を含む——新企業の設立について全面的な責任を負う。ただし、國民的利益から、中央政府が定めた統制および規制に従つて私企業の協力を確保することが必要だと國家が認めた場合を除く。

(i) 石炭、(ii) 鐵鋼、(iii) 航空機製造、(iv) 造船、(v) 電話・電信・無線機器、ただしラジオ受信機を除く、(vi) 鑛物油

いかなる既存工業企業をも接收するという國家固有の權利は常に存續し、公共の利益が接收を要求する場合には何時でも行使されるけれども、政府は一〇年間これらの分野に於て既存企業を發展させることを決定した。その期間これらの既存企業には、能率的な操業と合理的な擴張のためのあらゆる便宜が供與されよう。この期間の終りには、すべての事情を検討しその時期の情況に照らしてある決定が下されることになる。もしも、國家がある工場を接收すべきであるという決定がなされた場合には、憲法によつて保障された基本的な諸權利が考慮され、公正なそして平等な基準で補償が與えられるだろう。……

(5) 略

(6) 残りの工業分野は通常私企業、個人、そして協同組合に對して開放される。國家もまた次第にこの分野に參與することになる。すなわち、私企業のもとにある工業の進歩が不満足な場合には、何時でもそこに介入することを躊躇しないだろう。……

(7) 第四節においてのべたような工業とは別に、ある種の重要な基礎工業がある。中央政府によるそのような工業の計畫化と規制は國民的利益にとつて必要なものである。その立地が全インド的重要性をもつ經濟的諸要因によつて決定されねばならないような、あるいはまたかなり大きな投資や高度の技術が要請されるような次の如き諸産業は、中央政府の規制と統制の對象となる。

鹽、自動車とトラクター、原動機、電氣機械、その他の重機械、工作機械、重化學—肥料および醫藥品—電氣化學工業、非鐵金屬、ゴム製造、動力および工業アルコール、綿および毛織物、セメント、サトウ、紙および新聞紙、航

空および海上運輸、鑛物、國防に關連した諸産業。……

(8) 家内・小規模工業は國民經濟においてきわめて重要な役割をもつ。……例えば、織布紡績工業とわが國の最も大きなそしてよく組織された手機工業とが、競争するというよりは、むしろ相互に補充しうあようにするにはどうすればいいか、ということが検討されよう。ある種の他の生産分野では……家内工業規模で部品を生産し、それを工場で完成品に組立てるということが可能なはずである。……

(9) しかしながら、政府の目的、すなわち生産の最大限度の増大を保證するということは、單に産業における國家と私企業それぞれの分野を定めただけでは實現しえないだろう。労働者と經營者の間の充分な協力と、兩者の間の安定した友好的な關係の維持を確保することは、同じく不可欠の要素である。昨年十一月に開かれた産業會議により、この問題に關する一つの決議が滿場一致で出された。就中、この決議は次のようにのべている。

『……労働者と資本家に對する報酬制度は、次のように工夫しなければならぬ。すなわち、消費者と農業生産者との利益のために、超過利得は課税その他の適當な方法で阻止されるべきであり、資本家と労働者は、労働者に對する公正な賃金、その工業に使用された資本に對する公正な収益、その企業の維持および擴大のための合理的な準備金を差引いた後、彼等の共通の努力の産物を分けあうよう工夫しなければならぬ。』

政府はこの勸告をうけ入れた。政府はまた利潤に對する労働者の分前は、通常生産高に伴つて變動するようなスライド制に基づくべきであると考えている。……政府はまた工業生産に關連するすべての問題に労働者を參加させるような措置をとるだろう。……政府は企畫されたこの機構が工業争議の數をかなり減少させることを望んでいる。……産業休戦決議から生じたいろいろな問題について早急に結論を出すため、政府は特殊の官吏を任命しつつある。

(10) 外國資本や外國企業の参加は………急速な工業化にとつて貴重なるものであるが、彼らがインドの工業に参加する條件は、國民的利益から慎重に規制されることが必要である。適當な法律がこの目的のために制定されるだろう。………一般的には、所有に關する大部分の權利、事實上の管理はインド人の手ににぎられるということが條件づけられるだろう。………

(11) ……政府の關稅政策は、不當な外國競争を阻止し、消費者に對し、妥當だとは認められないような負擔をかけないようにして、インドの資源の利用を促進するよう計畫されるだろう。課稅制度は貯蓄と生産的投資を奨励し、一部少數の人々の手に富が不當に集中することを阻止するという必要性から検討され再調整されるだろう。

(12) インド政府は、産業政策の基本的見地に關する政府の意圖についてのこの説明が、すべての誤解を取り除くであらうことを希望する。そして、わが國の急速な工業化のための途を切開く労働者、資本家、そして一般大衆が協力しつゝ集中的な努力を拂うであらうことを確信する。<sup>17)</sup>

この聲明の目的について、われわれは次のような點を指摘することができよう。すなわち、この聲明は基本的には二つの目的をもつて出されたものであつた。第一は、富の再配分について、また經濟機構の變革について、政府が何らかの見解を表明せざるをえないような情況の下で、産業の國有・國營化、私企業に對する國家的規制に關する政府の政策を明らかにしようとしたものであり、第二は工業生産を増大させるということが、政府の當面解決しなければならぬ最大の課題であるという見地から、國有化に對する政府の見解を表明し、インド・ブルジョワジエの不安を除去すると共に、勞資協調に基づく生産復興の方針を打出そうとしたものであつた。これらの點を明らかにするために、なお産業政策に關する聲明が發表された當時の、インドの政治、經濟情勢についてふれておく必要がある

[第1表] インドにおける産業争議

	件数	参加労働者数	喪失労働日数	争議事由			
				賃金及びボーナス	人事問題	休暇、労働時間	その他
1940	322	452,539	7,577,281	211	54	10	47
41	359	291,054	3,330,503	227	55	15	62
42	694	772,653	5,779,965	438	63	7	186
43	716	525,088	2,342,287	397	53	14	252
44	658	550,015	3,447,306	427	82	35	118
45	820	747,530	4,054,499	466	145	56	147
46	1,629	1,961,948	12,717,762	683	280	130	534
47	1,811	1,840,784	16,562,666	769	349	94	582
48	1,259	1,059,120	7,837,173	495	363	110	279
49	920	605,457	6,600,395	329	217	84	235
50	814	719,883	12,806,704	296	186	67	232

A. S. Mathur & J. S. Mathur; Trade Union Movement in India, 1957, p. 295, Statement 4.

獨立前の國民會議派の鑛工業政策と一九四八年の産業政策に關する聲明

一八五

第二次世界大戰が終りを告げた一九四五年は、政治的獨立の獲得に至る最後の段階における民族運動の新しい高揚を迎えた年であつた。この民族運動の高揚は、インドの歴史はじめて以來最も大規模な労働運動や農民運動の展開によつて支えられていた。一九四六年二月のインド海軍の反亂は、このような民族運動の高まりの中でイギリスのインドにおける帝國主義的支配の根幹をゆるがした。R・P・ムダットは、この政治的危機を革命的危機として捉えている。<sup>(18)</sup>この點については、インド海軍の反亂、當時における大衆運動あるいは労働運動や農民運動の具體的な性格の究明がなお必要とされるが、それにもかかわらずこの政治的危機が革命的様相を帯びつつあつたことは否定しえないだろう。第一表によれば、一九四五年から四六年、四七年にかけて労働争議が急速に増加し、しかもそれが經濟闘争の枠外にまで擴大しつつあつたことがうかがえる。<sup>(19)</sup>農民運動の面でも事態は同様であつた。トラヴァンコール・コ

チン、マラーパール、グジャラート、西ベンガル、アッサムなどの諸地方で激しい農民闘争が相ついで起つたが、特にハイダラーバードのテランガーナ地方では、一九四三年にはじまつた農民の自然發生的な蜂起が四六年頃にはかなり組織化され、四八年にはテランガーナの大部分をおおりに至つた。このような大衆運動の高揚が民族運動から革命的運動に轉化するかもしれないという危機感こそ、四六年八月の中間政府の成立から四七年八月の獨立に至るイギリス側の讓歩と妥協を決定した主要な要因であつた。ところで、このような民族運動の高揚と共に、他方では一九四六年秋以來次第に増大しつゝあつた宗派的對立は、民族運動内部の分裂、對立を擴大、促進させ、民族運動指導部の分裂とインド・パーキスタンの分離獨立によつてその頂點に達した。さらにまた、一九四七年一月、中間政府の下でおこなわれた共產黨指導者の逮捕にはじまる労働運動や農民運動の左翼的部分に對する彈壓政策は、八月十五日の獨立以後も國民會議派政府によつて引續き遂行された。民族獨立のため廣汎なインド人民を組織し闘いを進めてきた國民會議派を中心とする統一戦線は、四七年八月十五日を中心とする權力移讓の過程で明らかに分裂していつた。宗派的對立はインドとパーキスタンの分離獨立を通じて對パーキスタンとの外交問題に轉化されたが、國內的にはなおヒンドゥー・マハサバの問題などが残されていた。また戦後における労働者、農民の經濟状態は、戦中戦後の急速なインフレの進行、生活必需品の缺乏とその價格高騰により極度に悪化し、獨立後も引續き労働争議が激發した。藩王國問題もまた當時の政治的危機を激化させた大きな要因であつた。増大しつゝある共產黨の影響力から労働者、農民を引離すため、インドの獨立と共に經濟機構の改革がおこなわれ富の不平等が是正されることを期待した人民大衆に對して一定の進歩的政策を採用すると共に、他方民族運動の左翼的部分を彈壓することによつてその革命的展開を挫折させ、藩王國分離の動きを抑え、資本主義體制の枠内で國內統一を實現し、國民會議派の政治的指導權を確立

するというのが、當時、國民會議派政府のつた基本的政策であつたといえよう。

一九四七年八月、權力掌握後の國民會議派政府がとつた労働政策はこのことを明らかに物語っている。政府は、労働運動の組織を分裂させ、その左翼的部分に對しては徹底的な彈壓を加えると共に、他方その右翼的部分に對しては、勞資協調、産業平和の枠内で一定の權利を認め、労働者の一部を自己の掌握下におくという政策をとつた。一九四四年以來、インド共產黨の影響下にあつたA I T U C (All India Trade Union Congress) は、當時インドの労働組合のもつとも代表的な全國的統一組織であつたが、國民會議派はすでに一九四六年八月頃から、A I T U C を分裂させる方針を打出しつつあつた。<sup>(21)</sup>一九四七年五月、ヒンドウスターン・マズドール・セワク・サンズ (Hindustan Mazdoor Sevak Sangh——労働運動専従者協會) の書記で、ガンヂイー的労働運動の模範とされたアーメダーバードの紡績労働協會の組織者であり、またボンベイ州の勞相でもあつたグルザリヤル・ナンダ (Gulzarilal Nanda) の名前で、國民會議派所屬の労働運動指導者および國民會議派系労働組合の指導者の會議が招集された。そして、この會議でA I T U C とは別に I N T U C (Indian National Trade Union Congress) を組織することが決定された。<sup>(22)</sup> I N T U C は會議派と會議派中間政府によつて組織されたものであり、その目的として、労働者の間に團結、奉仕、友愛、共同、互助の精神を函養すると共に、特に産業と社會に對する責任感を労働者にもたせ、労働者の生産性と規律の水準を上げるといふことがうたわれ、また、I N T U C は目的達成の手段として平和的な信義になつた方法を選び、裁判所の判決が實施されず、適當な期間内に仲裁裁定による爭議の解決がおこなわれえない場合以外は、ストライキをさし控えるといふことが綱領の中に規定されていることにもみられるように、<sup>(23)</sup>きわめて勞資協調的色彩の強いものであり、會議派政府の政策に對してもまた協力的であつた。しかし、このことは、I N T U C が常に會議派

政府と一體であつたことを意味するものではない。INTUCと會議派政府、あるいは國民會議派指導部との間に矛盾が存在し、それが次第に擴大されつつあることは、後にみる通りである。こうしてINTUCが組織されると、政府はAITUCおよび一九四八年にAITUCから分離したHMS (Hindu Mazdoor Sabha) などのINTUC以外の労働組合組織に對して激しい彈壓を加える一方、<sup>(24)</sup>一九四七年二月、會議派委員會は次のような決議を採擇した。すなわち「政治的獨立が達成されたので、會議派は次の偉大な任務、すなわち、わが國における眞の民主主義と社會的正義と平等に基づく社會の設立という任務に對して、自らの所信を表明しなければならない。そのような社會は、すべて男女に對し自らの個性を充分發展させるよう働らくための平等の機會と自由を與えるものでなければならない。このことは、民主主義が政治的分野から社會的經濟的分野にまで押しひろげられた時においてのみ實現しうるものである。……(近代)工業の場合には、その性質上大規模な集中化された基礎の上に運営されねばならないが、工業は社會に歸屬すべきであり、労働者は利潤の分前にあずかるだけでなく、次第に工業の經營管理に参加させられなければならない。……われわれの目的は、行政上の能率と個人的自由とを結合させるような政治制度と、私的獨占や富の集中を作り出さないで最大の生産をあげようとする、そしてまた都市經濟と農村經濟との間に適正なバランスを作り出すような經濟構造を徐々に發展させることではなければならない」。すなわち、この決議は、權力を掌握した國民會議派政府が人民大衆に對してその基本的政策を提示する必要に迫られていたことを示すものであり、労働者階級の一定部分に依據することなしには、自己の權力を維持することができないという當時の政治状況を反映するものであつた。政府は一九四六年から四八年にかけて多くの労働關係法を改正もしくは新らしく制定し、<sup>(26)</sup>三者協議會 (tripartite conference) をはじめ種々の諮問機關、協議機關に労働者代表の参加をみとめた。しかし、これらの労働關係法の適

用にさいしては、しばしば差別的取扱いがおこなわれ、労働者代表にはほとんどすべてINTUC系の指導者が任命されたことはいうまでもない。<sup>(27)</sup>

一九四七年一二月、政府主催のもとに労資双方の代表者を集めて産業會議が開かれた。この會議の決議は、當時の經濟情勢について次のようにのべている。すなわち、戦後特に一九四六年八月以降、工業生産の減少が顯著となり、かなりの生産設備が遊休化している。生産の減少は一方で工業製造コストを上昇せしめると共に、他方では消費財と工業原料の不足をもたらしている。そして、政府のすべての計畫の當面の目的は、全工業部門で既存の生産設備を充分利用することによつて生産を引上げることにあるとし、そのために、不足工業原料の配分統制、輸送力の増強、強制調停による労働不安の終熄という三つの主要な目標にそい、一ケ年乃至一ケ年半の緊急計畫、二ケ年の短期計畫を製作することを決定した。これらの計畫は新しい資本財を必要としないような工業部門にのみ適用されることになつていた。<sup>(28)</sup>ところで、このような工業生産の減少は、特に綿工業、ジニート工業の場合、インド・パークスタインの分離獨立に伴う原料生産地と工業生産地との分離により影響されるところが大きかつたが、この他戦時中の高い工業利潤の戦後における急速な減少、政府の不確定な産業政策による國有化への危惧、資本財の入手困難、リアカット・アリ・カーンの課税政策などの結果、荒廢老朽化した機械設備の更新すらインド・ブルジョワジーは回避しようとする傾向があり、一部の工業部門では戦時中に蓄積された資本が設備投資にまわされたが、それにもかかわらず利潤の低下からブルジョワジーによる意識的な生産サボが行われたため、労働爭議の増加と相俟つて操業率の著しい低下をもたらした。<sup>(29)</sup>そして、一般的にいえば、當時、ブルジョワジーの大部分が、戦時中に蓄積した資本を主として投機的な商業部門に投下したといわれる。<sup>(30)</sup>特にインド・ブルジョワジーにとつて大きな脅威となつたのは、一九四八年一月

に發表された會議派經濟委員會の報告であつた。この報告は、公共事業、國防産業および必要不可欠の重要な産業部門の新設企業は國營企業として發足すべきこと、これらの部門の既存の私企業は五年後に國有化すべきあり、さらに經營代理制度の廢止、利潤の制限、超過利潤を労働者と株主へ分割することなどを勸告したものであつた。<sup>(31)</sup>この報告が發表されるや、カルカッタおよびボンベイではインド實業界の代表者達の會合が開かれ、この報告に對して重大な關心が表明された。政府は、この經濟計畫委員會報告の中で示された國有化政策に對するブルジョワジーの危惧を取り除き、政府に對する彼らの協力を求め、工業生産を促進させるために、國有化に關する明確な政策を提示する必要に迫られたのである。

さて、四七年一二月の産業會議は、産業休戦ともよばれているように、工業生産の増大をはかるために勞資休戦を提議した。すなわち「わが國の經濟にとつてきわめて重要である工業生産の増大は、労働者と資本家の充分な協力と、兩者の安定した友好的な關係なしには達成できないものと考える。雇用主は工業における労働者の適正な役割と労働者に正當な賃金および労働條件を保證する必要を認めねばならない。労働者の側においても、國民所得の増大に寄與するといふ自らの責任を等しく自覺しなければならぬ。國民所得の増大なくしては、一般生活水準の恒常的な向上は達成しえない。兩者に共通なすべての問題を相互に話しあうこと、生産を中斷したり低下させたりすることなしに、すべての爭議を調停するといふ決意は、雇用主と労働者の共通の目的でなければならぬ」という立場から、勞資双方の協議をおこない、公正な賃金、資本に對する公正な利益、利潤の配分、労働者住宅の建設問題などを取りきめるため各種の委員會を設立することが決定された。

このような狀況のもとで國民會議派政府によつて發表された四八年の産業政策に關する聲明は、文字通り妥協的性

格のものとならざるをえなかつた。この政策聲明が發表された翌日、議會がこの聲明を支持するよう求めつつ、何故鐵鋼などの重要な工業部門の國有・國營化を行うことを放棄したのかという批判に答えたネルー首相の演説は、この聲明の妥協的性格を遺憾なく暴露している。すなわち、ネルー首相はこの演説の中で次のようにのべている。「……：……私自身、かなり長い間プランニングの理論的な分野には關心を拂つてきた。プランニングの理論と實行の間には、大きな相違があると私は思う。人生のほとんどあらゆる物事についてと同じように、そしてまたそういうことを許されるとするならば、この決議の提出者である私の同僚の演説と同じように、理論は詩で満されている。しかし、われわれがその詩を適用しようとするに至つた場合、あらゆる種類の困難を刈りとることになる。普通でさえこのような困難があるのに、過去七、八ヶ月の間にいるんなことが起つたインドに、現在われわれがおかれているのだから、あまりにもひどく現在の組織を破壊したり傷つけたりしないように、採用する手段についてはきわめて慎重でなければならぬ。『破壊』したり傷つけたりすることはもう澤山である。そして、私はこれ以上破壊を進める程の勇氣はないということをして、この議會に對しはつきりと申しのべる。インドには尙多くの物を破壊する餘地がある。そういうた物は疑いもなく取り除かれるだろう。それにもかかわらず、それはアブローチに關する問題であると私は考へる。われわれは、綺麗な石板をもつという、すなわち、何も他のものが書込まれていない石板に新らしく書く喜びを味わうためにあらゆる物を消し去るというコースを、採用しようとするべきなのだろうか。それは物事をたやすくおこなう方法のようにみえるが、しかし、人々が綺麗な石板がありそうだと予像していた場合ですら、多分綺麗な石板というものはなかつたはずだ。私は、綺麗な石板から出發しようとするべきでないというつもりはない。しかし、人は國について、しかも一定の時点におけるその國の條件について考へねばならないし、どれが望ましいコースで、どれがより危険が

少ないかということを見定めねばならない。……われわれは、大きな政治的動亂と變動をくぐりぬけてきた。そして、もしわれわれが望んでいたものをえようとして一步でも片方の方向へ踏み出していたならば、われわれは他方で數歩後退し結局損をしたはずである。だから、綺麗な石板をもつかわりにとるべき途は、それに書きこむためにあちらこちらを消し次第に石板全體を書替えようとするのである。つまり、あまりにもゆつくりしすぎないように、しかも大きな破壊と緊張をもたらしなないように、というのが私の希望である。多分、私は最近の出來事に影響されているだろう。しかし、生産的なもの、あるいはよいことをなしうるものを破壊するのは悪いことだと私はますます感じるようになってきた。……事實、貴方が考え私が考えまた誰かがそう考えるからではなくて、不可避的に事態はますます國家を建設的な産業の組織者に行っているのであつて、私的資本家やその他のものを産業の組織者にはしていない。……私は利潤追及の動機を全く除外してはいない。私は限定された意味でそれがどれ位長く續くかということとはわからないが、しかしその言葉のより大きな意味において、それはますます社會主義國家という新しい理想と矛盾するようになるだろう。そのような矛盾が進行し一方が生残らねばならないとすれば、國家が生残り、その純粹な本質において産業における利潤追及の動機を代表するグループが生残るのでないことは明らかである。ところで、どのようにして、このような變化をもたらそうとしているのか。すでにのべたように、私はむしろ、意識的に破壊したり阻害したりしないでそれをもたらしたい。なぜなら、破壊や阻害は、將來その後にとのようなものをもたらされようとも、疑いもなく現在における成長の停止を來さずにはおかないからである。破壊や阻害は富の生産を停止させる。……私は、このような情況の中で、いやどのような情況の中でも、妥協という言葉を増むが、人はそれを避けることができない。それは、經濟のある移行段階をもたらす。それを貴方はおすきなように、混合經濟あるいはその他の名前であれば

ればいい。……次第にわれわれは全經濟の重心が移動したある段階に到達する。さて、ある闘争いや多くの闘争なしにこのような變化をもたらすことが可能であるかどうかについては、私はむしろ懷疑的である。何故なら、一定の權益を所有しているような人々、あるいはある種の概念は、容易に新しい概念をうけ入れないからであり、誰も自分が所有している物を放棄したがるからである。個人は時たまそうすることができて、少なくともグループはそれを好まないからである。これらの闘争は引續き増大しつつある。しかし重要なことは、これらの闘争はむしろ愚かな闘争でさえあるという點である。何故なら、そういういとすれば、彼らは事態の推移を變えることができないからである。……われわれの友人——社會主義者や共產主義者——の大部分は常に現在のままの生産技術について考えている。……彼らはいふ。『どうして貴方はあれこれのものを接收しないのか』と。九〇%廢物になつてゐる物を接收するために莫大な金額を支出するのだろうか。事實、技術的進歩という觀點からすれば、そのような廢物化した機械、工場、その他の設備を接收することは完全な金の浪費とならう。新しい工場、新しい技術的方法が導入されない限りにおいて、これらのものは有用であり、そしてもし莫大な資金をもつていれば、これらを接收してある程度までやれるということは事實である。しかし、限定された資金しかもつていないとすれば、なすべきことは、主として變化しつつある技術について考慮することであつて、静止した技術について考慮することではないし、また新しい加工技術、新しい技術變化を國家が取得することを考慮することであつて、古いものについて考慮することではない。……國家企業について優先さるべきことは、もし古い物が障害にならないかぎり、新しい物に關することではなければならぬということについて、私は疑念をもつていない。……いうならば、私は大河谷開發計畫に今日もつとも大きな重要性を與えている。……人々は待つことはできない。われわれは公正な機會、公正な分野、

公正な利潤を興えている。彼が全力を盡さないなら、誰か他の者がそれをやらなければならぬ。そこをあげたままにしておくことはできない。もし産業が經營を誤れば、あるいは又經營を放棄したり、生産を低下させたり停止させたりしたならば、われわれは改めてどういう措置をとるべきかを考慮しなければならない。何故なら、雇用主であれ勞働者であれ、誰かが誤つた行動をとれば全社會が損害を蒙るからである。……それ故この決議では多くの部分で勞働者の公正な取扱ひについてふれられている。それは多分この決議のもつとも重要な部分の一つである。」と。

この四八年の産業政策に關する聲明に對して、國民會議派左派ははつきりと不満を表明した。一九三八年の國民計畫委員會のメンバーであつたK・T・シャー教授は、「……非常に失望した」とのべ、「すべて國營で行われるべきものと定められた國民計畫委員會の産業リストさえひどく削られてしまつた。……あの計畫委員會の議長であつたわが政府の首相がこれに署名したということは、きわめて殘念なことである」と激しい不満を表明している。彼は、さらに、國家が自らの權利でとりあげるべき三つの項目、すなわち國防、鐵道、その他のものは、利潤の見込みがないようなものであり、國營部門にこれら三つものを含めることは、いかなる進歩をも意味しないとし、事實上それは利益を失う恐れがあるため、私的産業が手をつけたがらないような産業に國家が進出することを意味するものだと非難した。彼は三つの點から、すなわち、利潤に對する制限が設けられていない點、國家のために留保された事業のリストが少ない點、國家が接收すべき期間が定められておらず、問題を一〇年後に延期させてしまつた點からこの聲明を厳しく批判した。<sup>(34)</sup>事實、全面的に國營化されるものと規定された軍需品の製造、鐵道運輸はすでに國營であつたし、原子力エネルギーの生産が私企業で可能であるとは考えられなかつた。新設企業について國家が全面的な責任を負うものとされたのは、石炭、鐵鋼、航空機製造、電信・電話・無線機器、鑛物油の各部門であつたが、この内航空機製

造部門は、すでに四八年の聲明以前に、國家が事實上獨占していたのである。すなわち、航空機製造部門の場合は、一九四〇年十二月に Hiraehand Walohand 社がインドウスターン航空機會社を設立したが、四二年にインド政廳が補助金を與えて經營に参加し、後 Hiraehand Walohand 社が代理經營をやめるに及んでインド政廳が經營權を掌握した。また、電信・電話・無線機器部門では、インド電話工業會社の設立が、産業政策聲明の發表以前に決定され、聲明發表直後の四八年七月に國營企業として組織された。ただ鐵鋼、石炭兩部門では、私企業と國營企業とが併存していたし、石油部門は外國資本がほとんど獨占的に支配している部門であつた。しかし鐵鋼業については、鐵鋼一次製品の大メーカーとして當時 I I S C O (Indian Iron & Steel Co. Ltd.)、T I S C O (Tata Iron & Steel Co. Ltd.) および I I S C O 系のベンガル製鋼會社 (Steel Corporation of Bengal) A'、T'、I'、N'、I'、R'、L' 鐵鋼所 (Mysore Iron & Steel Works) があつたが、何れも機械設備が老朽化し設備更新の必要性があつたにもかかわらず、戦後鐵鋼業の利潤が著しく低下したため——主要な工業部門中、鐵鋼業の利潤の低下はもつとも甚だしかつた——、機械設備の輸入價格が戦前のほぼ四倍近くに高騰していたことと相俟つて、設備更新に對してすら充分な投資が行われていなかつた。まして、設備の擴張、企業の新設について當面國家が私企業と競合關係におかれるという情勢になかつたことは明らかである。事態は石炭、造船などの部門においても同様であつた。國民會議派左派に屬する B・V・ケスカル博士は、「個人的には私はこれを……しぶしぶうけ入れた。私がこの政策をうけ入れざるをえなかつた理由は、われわれの側、つまりわが國の産業を接收して國有化し社會化するための一つの組織を創出するために、この政府を樹立した民族運動と政府の側の失敗の告白である」とのべている。<sup>(36)</sup> インド・ブルジョワジーもまたこの聲明に對しては不満であつたが、それは専ら重工業の國有化を一〇年後に再検討するといふ點についての不安と、私企業と國營企業に

對する政府の差別的取扱いに關する危惧に基づくものであつた。そして、當面の政策としてこの聲明はむしろ歡迎するといふ空氣さえあつた。ジワラ・ブラサード・スリバスタワはブルジョワジーの見解を代表して次のようにのべている。「私は、工業相が産業を政府によつて運営される産業と私企業によつて運営される産業に分類したことを歡迎する。しかし、私は嚴格な固定された分類をおこなうことはきわめてむづかしいと思う。すなわち、それぞれの産業について、個別的にその得失に基づいて決定されるよう要望する」と。また一九四八年の工業開發會議でG・D・ピルラは、國有化問題について、「私のいいたいすべては次のようなことである。もし政府が國有化を計畫するならば、われわれは心からの援助を與える用意があるが、願わくばわれわれを脅迫しないでほしい。……資本は、いかなる新しい投資をも行わなくなるだろうし、政府の擴大政策は妨げられるだろう」とのべている。<sup>(37)</sup> H・ヴェンカタスピアは、この産業政策に關する聲明は現状の認定以上の意味をもつものではなかつたという指摘をおこなつており、<sup>(38)</sup> V・K・R・V・ラオは、この産業政策に關する聲明について次のような評價をくだしている。「もし、政府が實際に工業生産を増大させることを望みながら、それが社會的、大衆的な立場からは何を意味するかということに氣付かなかつたならば、何の制限もつけず妨げられることなしに、利潤追及の動機が工業の分野で作用しうる餘地を残しておくことになるといふのは論理的歸結である。インドにおける戦後の社會、經濟的な自覺との關連で、何らかの政府がこれをなしとげたかどうかは疑わしいが、パンディット・ジャワハルラル・ネルーを首班とするわが國の會議派政府がこのような態度をとることは確かに不可能であつた。政府が論理的にとりうるもう一つの途は、工業労働者と結合して工業の國有・國營の思ひきつた計畫を實施することであつた。會議派内のイデオロギー上の勢力均衡の観点から、そして、さらにより大きくは政府の側における經驗の不足、必要な技術要員の不足という實際的事實の兩

者の理由から、そのような行動をとることは容易ではなかつた。その結果、政府の工業政策は動搖する性格のものとなり、最初は國有化、利潤の分配、工業および工業計畫への勞働者の参加を約束することによつて左にゆれ、國有化の範圍をくり返し制限することによつて、さらに國有部門にゆだねられたところのものすら緩和することによつて、また高額所得者へ課税上の特典を與へ脱税利潤に對し次第に寛大な恐らく救いようのないような態度をとることによつて、右にゆれている。人が、設定された目標と以前の決定のためではなくて、いづれかの側への壓力に對する救いようのない反動のために、中道に舵をとろうとする場合にしばしば起るように、政府の工業政策は誰をも満足させなかつた。<sup>(4)</sup>と。四八年のこの聲明の主要な側面は、戦後の革命的危機に直面して動搖した國民會議派政府が、民族運動の過程で標榜してきた國有化政策を放棄し、基本的にはインド・ブルジョワジーの認める枠内での國營部門の設立を表明した點にあつた。

1 州政廳による直營工場の設立については後でふれるので、ここでは藩王國政廳による直營工場設立の動きについて簡単にべてみよう。藩王國の中で、直營工場の設立にもつとも積極的だつたのはマインソール藩王國であつた。ここでは一八九七年にまず水力發電事業が直營事業としてはじめられ、同じ年に機械修理工場が設立され、第一次大戦以降、多くの直營工場が設立された。すなわち一九一七年に磁器工場、一九一八年にはマインソール鐵鋼所が設立され、また第一次大戦中に設立された、びゃくだん(Sandalwood)油・石けん工場が一九三二年に擴張された。一九三三年には絹織物工場、翌年には電氣器具工場が設立された。ハイダラーバード藩王國ではアルコール工場が直營とされた他、一九二九年に工業信用基金(Industrial Trust Fund)制度を設けて、多くの工業企業に對して政府資金の投融資が行われた。グワリオール藩王國では、一九二二年に皮革工場、一九〇五年に機械工場(工場そのものは一八五二年以前に存在していたといわれる)、一九一九年に陶器製造工場がそれぞれ直營工場として設立された。コーチン藩王國では、一九一九年に陶器製造工場が設立され、トラヴァンコール藩王國で

は、一九二〇年に陶磁器製造工場、一九三五年にゴム工場がそれぞれ設立された。(R. C. Agrawal; State Enterprise in India, 1961, pp. 32~6.)

2 直營工場の設立について、もつとも積極的な政策を打出したのはマドラス州政廳であつたといわれる。すらわち、マドラス州政廳はすでに一八九八年にアルミニウム容器の製造に對し若干の補助金を出すことを決定し、一九〇六年には工業技術調査管理局を設置し、クローム鞣皮加工法、ポンプ灌漑、動力機械の普及奨励をおこなうと共に、アルミニウム、鞣皮、織布、鉛筆、ガラス、煉瓦などの工場を設立し、水力發電事業にも乗出した。ベンガル州政廳も一八六二年にマンダプリーにキニーネ工場を設立し、さらに一九〇九年(當時は東ベンガル・アッサム州)には新しい工業部門を州政廳の手で創設することを計畫した。こうした一連の動きは、結局直接的には現地のイギリス人資本家たちの反對によつて、そして基本的にはインド民族資本の手による工業發展を阻止しようとするインド政廳の政策によつて、政府は私企業分野に介入すべきではないという自由放任政策の名のもとに阻止されることになつた。ところで、一九〇五年(インド政廳に商工局が設置された年である)はベンガル分割令を契機として外國商品ポイコット運動が民族運動の戰術としてはじめて採用された年であり、この年から、モーレー卿のマドラス州工業局の活動に對する否認通牒が出された一九一〇年までの期間は、R・バームダットのいう民族闘争の第一次の高揚期にあつてゐた。後に指摘する如く、當時、インド・ブルジョワジーが工業部門における國有・國營企業設立を要望していた點と考へあわせると、この時期における州政廳のこうした動きが、インド・ブルジョワジーに對する讓歩という性格をもつてゐたことは明らかだろう。第一次大戦後、マドラス州政廳は一九二二年にインク工場、さらに石けん(現在のケララ州に設立された)、藍、果實加工、印刷用インクなどの工場を設立した。ベンガル州政廳も一九二六年に製材工場を設立、UP政廳も一九一九年にテレピン油工場、製材工場、旋盤工場などを設立した。これらの工場の大部分は、一部の例外を除き一九三〇年代に經營難その他の理由で、私企業に賣却されたり閉鎖されたりしてしまつた。この時期における國營工場設立の動きもまた、基本的には、戦後の民族運動の高揚期にあつて、インドの支配を維持し勞働運動の急速な發展に對處し

ていくため、インド・ブルジョワジーの支持を獲得しようとしてとられた経済的譲歩の一つとみるべきだろう。しかし、このような評價についてはなお、當時の具體的な政治、經濟情勢との関連においてくわしく検討される必要がある。いずれにせよこれらの工場は近代的な工業技術の普及、奨励をはかる模範工場としての性格をもつものであった。(R. C. Agrawal; *op. cit.*, pp. 29~32.)

3 一九〇年オータカマンド(Ootacamund)で開かれた産業會議の決議は次のようにのべている。「政府は、學生や見習工を訓練するという目的から、あるいはまたそのような工業が營業上成立つということを示すために、開拓者として、新しい工業や新しい製造法を宣傳することに着手しうる。但し、一、インド人の利害關係者や指導的な商業貿易業者を代表すべき諮問委員會とあらかじめ相談することなしに、そのように事業をおこなわない。二、例え、營業上成立つような製造法を宣傳するためのものであつても、慎重に検討した後、私的資本家がまだ存在せず新規投資をやろうという意志もない事業だという結論に政府が到達しない限り、そのような事業に着手すべきではない。三、事業會計の報告や計算書を定期出版物を通じてできる限り公表するということを、そのような事業の原則とすべきである。四、この原則に照らして、例えある生産が營業上成立つということを宣傳するためのものであつても、そのような事業は私企業を援助するよう方向づけらるべきである。特定の工業で改良された操業方法の有利さを充分宣傳したということが明らかになれば、すぐにそのような事業から政府は手を引くべきである。」(R. C. Agrawal; *op. cit.*, pp. 18~19.) マドラス州政廳は、この會議の勧告をうけ入れて多くの直營工場を設立しようとしたが、一九一〇年七月二十九日付のモーレー卿の覺書でこのような政策をとることを拒否された。

4 一九一一年のアラハバード會議の決議は、「マドラス Presidency の産業局廢止を命じた國務相の措置に深い遺憾の意を表明し、國務相が定めた、國家は新しい企業をはじめべきではないという政策に對し、工業發展を國家が援助することに不當然な制限を加えたものとした抗議を申し込む。」とのべている。(R. C. Agrawal, *op. cit.*, p. 24.)

5 *Pranand Prasad; Some Economic Problems of Public Enterprises in India, 1957, p. 105.*

獨立前の國民會議派の續工業政策と一九四八年の産業政策に關する聲明

6 一九三二年三月に開かれた國民會議派のカラチ大會では、「基本的諸權利と經濟的諸變革」に關する決議が最終的には決定されず、A I C C (All India Congress Committee) の検討にゆだねられた。A I C C は同年八月、これを修正した後ボンベイで「基本的諸權利と義務」に關する決議として發表した。同決議の前文は次のようにのべている。「會議派が考えている『スワラージ』とは、自分達にとつてどのような意味をもつものであるかということ、大衆に正しく評價させるため、大衆にわかりやすい方法で會議派の立場をのべることが望ましい」とこの會議は考ふる。大衆の搾取を終わらせるために、政治的獨立は勤勞大衆の眞の經濟的解放をも含むものでなければならぬ。それ故、政治的獨立のために同意しうる憲法は、すべて次のようなことを規定するものでなければならぬし、スワラージ政府にそれを實施させるようなものでなければならぬ」と。

(B. Patnabhi Sitaranayya; History of the Indian National Congress, Vol. I. (1885-1935), pp. 463-5. 參照。)

7 國民計畫委員會が國有にすべきであると勸告した産業部門は次の通りであつた。水力・火力發電、燃料——石炭・薪・鑛物油・動力アルコール・天然ガス、金屬——鐵および重要な非鐵金屬——冶金を含む——、工作機械工業、機械および機械部品工業、船舶・機關車・客車・自動車・航空機などの製造を含む重機械工業、商業・工業・科學用器具、化學——重化學・染料を含む——輕化學・肥料・耐火煉瓦。公益事業には、電氣・ガスその他の形のエネルギーの送配、一般運輸サービス、水道、衛生事業などが含まれてゐた。(Paramanand Prasad; op. cit., p. 107.)

8 うわゆるガンディー的プランは「インドのための經濟發展に關するガンディー的プラン」(The Gandhian Plan of Economic Development for India, 1944) として發表されたもので、ガンディーの經濟思想にしたがつての N・P・カールワシが作成したものとされる。ガンディー的プランの基礎となつたのは、「私は、ますます増大する複雑さと進歩とを同じものとは見なさない。すなわち、進歩的な經濟制度は、より充實した生活によつて、ますます單純化されるだらう。」(Young India, 13-10)、「經濟と倫理の間に鋭い一線を畫さないと、私は表明しなければならぬ。」、「ガンディヤ・ネルーは工業化を望んでゐる。それは、もし工業が社會化されれば、資本主義の害悪を避けると彼が考へてゐるからだ。私の

意見はこうである。この害悪は工業組織に固有のものであり、社會化の結果、取り除くことのできるようなものではない。」(Gandhjee on Nehru's Socialism, Harijan 29 th September 1940)というガンディーの考え方があつたといわれる。しかし、ガンディー自身の經濟思想は、必ずしも一貫性をもつたものではなかつたし、多くの矛盾をそれ自身の内に包含していた。そしてまた、ガンディー的プランもガンディーの考え方に忠實にしたがつて作成されたものとはいえないように思われる。ガンディー的プランは、次のような事業、すなわち、國防工業、水力・火力發電、鑛業、冶金、林業、機械工業——工作機械・重機械工業——、重化學工業、公益事業——運輸・保健・衛生・教育・保險・金融業——を國有・國營事業とするよう勸告したる。(Parmanand Prasad; op. cit., p. 110. 參照)

9 いわゆる「人民」のプランは、右翼改良主義者M・N・ロイの指導の下に組織されたI.F.I.(Indian Federation of Labour)の戦後復興委員會によつて起草されたもので、一九四四年四月「戦後インドの經濟發展のための一計畫」(A Plan for Economic Development of India after the War)として發表された。このプランは重要産業國有化の必要性を強調すると共に、市場價格で私有財産に對する補償を行うべきこと、労働者の生活水準を向上させるために、まず工業における消費財生産と農業生産の増大を特に優先させるべきであるとしている。ボンベイ大學のG・D・バリックは、「Indian Labour and Post-War Reconstruction」(1943)の中に示されたM・N・ロイの考え方が、「人民」のプランの基礎となつたことを指摘し、さらに第一次五カ年計畫においてその基本的な考え方が承認されたとしている(M・N・Roy—Philosopher—Revolutionary, 1959, pp. 48~47)。しかし、そのことはG・D・バリックのいうようなM・N・ロイの考え方の正しさを證明するものではなく、むしろ第一次五カ年計畫の性格、その政治的、經濟的意義を明らかにするための一つの手がかりを與えてくれるものであろう。

10 ホンハイ・プランは、「インドの經濟發展に関する一計畫を要約した簡単な覺書」(A Brief Memorandum Outlining a Plan of Economic Development for India)という名前で發表された。

獨立前の國民會議派の鐵工業政策と一九四八年の産業政策に関する聲明

- 11 G. B. Jathar and S. G. Beri; *Indian Economics*, 9th ed., 1952, pp. 17~18.
- 12 Parmanand Prasad; *op. cit.*, p. 109.
- 13 *Op. cit.*, p. 108.
- 14 *Op. cit.*, p. 94.
- 15 R・ノートダット「現代インド」(大形考平譯)一九五六年、七九頁。
- 16 Parmanand Prasad; *op. cit.*, p. 95.
- 17 Statement on Industrial Policy of Indian Government, 6 April 1948. (S. L. Poplai; *India 1947-50, Selected Documents*, Vol. 1, 1959, pp. 567~73.)
- 18 R・ノートダット「現代インド」(大形考平譯)一九五六年、七九頁。
- 19 A. S. Mathur & J. S. Mathur; *Trade Union Movement in India*, 1957, pp. 49~50. 参照。
- 20 當時、労働組合の全国的な連合體組織としては、A I T U C 及び I F I L (Indian Federation of Labour) があつた。I F I L は、第二次世界大戦の反ファシズム戦争的性格から、反英闘争を中止し、第二次大戦に勝利するため、全面的にインド政廳に協力すべきであるという方針を打出し、一九四一年にA I T U C から分離し、M・Nロイの指導下に組織されたものである。インド政廳はI F I Lに對し月額一萬三〇〇〇ルピーの補助金を與え、これを育成しようとした。しかし、一九四六年の政廳側の調査でさえ、A I T U Cの組織人員がI F I Lの三倍以上——前者は六九六、五五五、後者は二二二、八〇七——であることを認めざるをえなかつた。インドの獨立達成後はI F I LはH M U (Hindu Mazdoor Panchayat) と合併してH M S (Hindu Mazdoor Sabha) を組織した。(V. B. Karnik; *Indian Trade Unions, A Survey*, pp. 106-7, p. 127, A. Mathur & J. S. Mathur; *Trade Union Movement in India*, 1957, p. 117.)

21 一九四六年八月に開かれた國民會議派運営委員會は、労働運動にたずまざるすべての會議派員に對し、その都度、ヒンズヤ

スターン・マズドール・セワク・サング (Hindustan Mazdoor Sevak Sangh——労働運動専従者協會)——ガンディー・セワク・サングの勧告により、労働運動指導者を訓練教育し、建設的、平和的な労働組合を設立することを援助するという目的をもつて一九三八年に設立されたもの——による指導に従うべきことを勧告する決議を採擇した。他方、ヒンドゥスターン・マズドール・セワク・サングは、A I T U C に對しサングの指導に従うようしばしば要求していた。

22 この會議の決議は次のようにのべている。「わが國における労働運動が、平和的な變化、民主的方法に反對する人々のリーダーシップの下にとりつつある方針は、強固なそして健全な労働組合主義の成長に對し重大な損害を與えてきたことが明白になつたが故に、そしてまた、わが國の大衆の眞の利益を數限りなく傷つけてきているが故に、労働者階級の利益を擁護し促進するために一致して行動するということが今や労働者階級の福祉を願う人々の神聖な不可避な義務となつてきているが故に、この目的に資するため Indian National Trade Union Congress とよばれる一つの組織を作るべきである」という決議がおこなわれた。」(Shachi Rani Gurtu; Jagjivan Ram on Labour Problems, 1951, pp. 15~16. 参照)。

23 V. B. Karmik; Indian Trade Unions, A Survey, 1960, p. 126, A. S. Mathur & J. S. Mathur; Trade Union Movement in India, 1957, p. 109.

24 例えば、一九四八年三月に開かれた社會黨大會における社會黨書記長の報告は次のようにのべている。「行政當局は、政府支持者の側に困難をもたらすような政治家の活動を抑壓するために、違法行爲をおこなつてゐる。I N T U C のボスの要請に基づいて、労働組合活動家が投獄されるという例が幾つもある。政治的對立者を抑壓するために、刑法第一四四條および一〇七條が勝手氣ままに用いられている。社會黨に同調したり、社會黨に寄金を行つたりした人々が、卑劣なやり方で脅かされるという事件が起つてゐる。……」。また同大會の決議は「……正式の會議派グループに所屬してゐない農民運動および労働運動の活動家たちは、いろいろな方法でその活動を妨害され、刑法第一四四條、一〇七條、公共安全法 (Public Safety Act) が、彼らの活動を制限し、彼らの自由さえ奪うために用いられている。……」とのべ、言論、出版、結社などの基本的自由が、

獨立前の國民會議派の鑛工業政策と一九四八年の産業政策に關すを聲明

あらゆる面で束縛されてゐると指摘してゐる (Resolutions of the Socialist Party, 19-21 March 1948, & Report of the General Secretary of the Socialist Party, March 1948—S. L. Poplai; op. cit., p. 452 & p. 465)。また一九五三年にカンブルで開かれたHMSの第四回年次大會で、大會準備委員長ラーシャー・ラム・シャーストリは、この大會の成功を妨害するために、警察および地方當局によつてHMSの指導者たちが逮捕されたことを報告している。一九五二年一〇月に開かれた第一二回インド労働會議に對し、HMSは勞資關係に關する覺書を提出したが、この覺書は、政府に與えられてゐるところの、争議を仲裁裁定にゆだねる權限が、政治的な差別を勝手氣ままにつけるために、關係者たちによりしばしば濫用されておゐり、非INTUC系組合は度々裁定を拒否されるが、INTUC系組合は、特に同一産業、同一職種にINTUC系と非INTUC系の組合が對立して存在する場合、この點について優遇されてゐると指摘してゐる。マトウールはさらに次のように言つてゐる。「INTUCが(政府により)恩惠を與えられてゐるといふことは、AITUCによつて主張されてゐるだけではなく、HMSによつてもまた主張されてゐる。非INTUCグループの集會、行進、デモに對して棍棒や催涙ガスを用い、あるいは發砲を行つて、非INTUC系指導者の大規模な大量逮捕を行い、何人をも裁判なしで逮捕投獄できるといふ豫防拘禁法が、六法全書に今だに残されてゐるといふ事實は、政府がINTUCグループに恩惠を與え、その對立組織に差別的取扱を行つてゐるといふ印象を確かに與へてゐる」(A. S. Mathur & J. S. Mathur; op. cit., p. 102)。なお、INTUCの急速な成長と共に、いわゆる御用組合(Company Union)が戦後大量に組織されたことに注目しておく必要がある(Indian Labour Gazette, August, 1949—A. S. Mathur & J. S. Mathur; op. cit., p. 264)。

- 25 Objectives and Economic Programme Committee, Congress Bulletin No. 6, 31 Dec. 1947, pp. 20-21 (S. L. Poplai; op. cit., pp. 445-6.)

26 例えは、一九四六年には産業雇用法、インド鑛山(改正)法、雲母鑛山福祉基金法、労働者補償(改正)法、一九四七年には労働組合(改正)法、労働争議法、炭礦労働者福祉基金法、一九四八年には雇用人者國家保險法、最低賃金法、ドック労働者

(雇用規制)法、炭礦積立金・ボーナス計畫法、工場(改正)法などが制定された。

27 例えば、サチャリア博士は「勞資關係と人事問題」(Industrial Relations and Personnel Problems)と云う論文の中で、絹工業の賃金委員會の例をあげ、この賃金委員會は成功してゐる。この委員會ではINTUCによつて勞働者側が代表をれてゐるけれども、この工業のもつとも有力な勞働組合はHMSの指導下にある。INTUCのこのような不當な當局側の支持を與えるべきではない。(A. S. Mathur & J. S. Mathur; op. cit., p. 115.)

28 C. N. Vakil; Economic Consequences of Divided India, 1950, p. 368, B. S. Rao; Survey of Indian Industries, Vol. 1, 1957, pp. 4—6.

29 一九四九年八月、インド・サトウ・シンシケートが人為的にサトウ不足を作り出したのは、そのもつとも顯著な例である。一九四七年の生産能力に對する生産高割合は、鋼三六%、鑄鐵三八%、金屬二九%、工作機械二〇%、過磷酸八三%、アルミニウム五六%、苛性ソーダ七〇%、醫藥品三三%、電動機七〇%、變壓器七〇%、電球三七%、セメント三五%、石けん六六%、ガラス四〇%、皮革六〇%、紙三三%、綿紡二〇%、びん、ガラス、ガラス。 (H. Venkatasubrah; Indian Economy Since Independence, 1958, p. 163.)

30 C. N. Vakil; op. cit., p. 382.

31 Op. cit., p. 369.

32 A. S. Mathur & J. S. Mathur; op. cit., p. 50 & p. 55.

33 Speech; Pandit Nehru, 7 April 1948, ORCA (L) D, Vol. V, 1948, pp. 3417—22, (S. L. Poplai; op. cit., pp. 673—79.)

34 ORCA (L)D, Vol. V, 1948, (Parmanand Prasad; op. cit., p. 116.)

35 B. S. Rao; Survey of Indian Industries, Vol. 1, 1967, p. 16—6.

獨立前の國民會議派の鑛工業政策と一九四八年の産業政策に關する聲明

- 36 ORCA (L) D, Vol. V, 1948, (Parmanand Praasad; op. cit., p. 114.)  
37 Op. cit. (Parmanand Praasad; op. cit., p. 115.)  
38 R. C. Agrawal; op. cit., pp. 95~6.  
39 H. Venkatasubbiah; op. cit., 1958, p. 95.  
40 Economic Conference Presidential Speech, January 1950, (Parmanand Praasad; op. cit., p. 116.)